

第4回茨城県水戸県央交通圏タクシー特定地域協議会
第4回茨城県県南交通圏タクシー特定地域協議会
第4回茨城県県西交通圏タクシー特定地域協議会
第4回茨城県県北交通圏タクシー特定地域協議会

合同会議議事概要

平成23年6月3日
茨自販福祉センター
14:00～16:20

1. 会長挨拶（鬼沢支局長）
2. 参考資料1「タクシー新法について（特措法の成り立ちから現在までの流れ）」について 事務局説明
委員より質問なし
3. 資料1「特定事業計画認定申請状況について」、資料2「各交通圏の輸送実績の推移について」、資料3「特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況」について 事務局説明

鈴木委員： 資料1の各交通圏の基準車両数の認定日が異なるのは何故？
また、適正車両数との乖離がかなりあるが、再度、事業者さんに出してしてもらうのか？

事務局： 水戸県央交通圏、県西交通圏が20年7月、県南交通圏が21年7月、県北交通圏が22年4月に設定されました。
適正車両数との乖離については、一義的には事業者さん、事業者団体が考えて頂くべきものと考えております。

行政としましても、減車率が達していない事業者につきましては、調査をなささいという通達が出ておりますので、今後、達していない事業者につきまして調査を行い、経営や減車等に関するお話をしていく考えでおります。

鈴木委員： 地域計画の認定は概ね同じだが、各交通圏の基準車両数の認定日が違うのはなぜか。

鬼沢会長： 各交通圏の基準車両数は、特措法に基づいて指定された日です。

鈴木委員： たとえば水戸県央交通圏では計画を達成しているので、後は

事業者の自主性に任せるということによいですね。

事務局： 県央交通圏でも、24%の減車をしないと適正車両数の650にとどきません。現在、8%台の減車率となっておりますので、まだ差異がある状況です。

減車をしていない又は減車率が足りない事業者に対しまして、我々から減車をしなさいとは言えないので、調査を行い減車への理解を求めていくあるいは、経営等についてお話をしていくしかないと考えているところです。

福本委員： 減車問題ですが、労働組合ですから一車あたりの營收が上がるということは、自分たちの賃金が上がると大変喜ばしいことなのですが、大都市部と地方の考え方の違いというものを、役所として持っているのか。流し営業ですとシェアは一定していますので、そこに稼働する車両が少なければ、一車あたりの密度が増えて乗務員の待遇はよくなるのだが、地方は稼働率が非常に低いのになぜ減車が進まないのか素朴な疑問を持っている。それぞれの経営者の方にご事情はあるのかと思いますが、定率で減車しようと言っても無理がある。

その会社の実働率を勘案しながらしていかないと、また、10台未満の会社にとっては、1台の価値が大変高いわけですから、経営者の方々と密に話し合っていただきたい。実働率を上げないことには、改善できない。実働率が65%ですから2割カットする以上に車は動いていない。単に車を増やすか減らすかの論議ですと、机上の空論になってしまうということを労働者の立場からお願いしたいと思います。

実働率が高い事業者は、すなわち乗務員を大事にしていると我々思っておりますので、経営者の方々には、社で休んでいる車を減らすことも必要ですが、いかに効率をよくするかを活性化の中で検討してほしい。

資料の2「実績の推移」ですが、県南、県西、鹿行は、平成19年に運賃改定を行い上限運賃をやっている。県央と県北は、未だ旧来の運賃であり、その数値を比較することは、無意味だと思っている。その説明をしてくれないとわからないのではないかと。

減車の問題と運賃の問題が相互に存在するということが、増収を図る、活性化を図るよりも目の前に事業の経営さらには労働条件を上げるための体制があるわけですから、その辺をどう取られるかを問題としてほしい。

事務局： 運賃改定があったことは、説明していかなければと思います。都市部とは違うという認識は、我々にもあります。小規模事業者が同じように減車ができるのかという問題があるということは説明の時に述べさせて頂いたところでございます。

適正車両数の枠に本当に入らなければいけないのかとの認識かということですが、我々としてもそこまでは思っていないところであります。ある程度は努力して頂かないといけませんが、その後、もう一つの車輪といたしまして、「活性化」の方でがんばって頂きまして営収を上げていく形、減車、減車でやっていきますと運転者さんの首を切らないようにしてくださいと言っておりますが、その問題が出てくる可能性があるので、それを防ぐためにも、サービス、観光とかで盛り上げて頂き、営収、実働率を上げていく努力が必要であると考えております。

福本委員： 資料2でもわかるように、21年度実績を水戸県央、県南で13年度と比べますと、水戸県央が日車実車77.5%、日車営収79.8%であります。県南は日車実車79.8%、日車営収が87.9%とここに運賃改定の効果が隠されているということ。

運賃改定、適正な運賃で動くことが、いかに大事かということを支局、事業者で取り組んで頂きたい。

事務局： 支局として改定の運賃でなければいけないとは言えないという問題もありますし、下限を割っている事業者につきましては、毎月報告を頂いて、経営状態等を見させて頂いております。

大貫委員： 前回の集まりの中では、茨城県は活性化で行くと、どうしても車両数の少ない事業者が多いので、一律というわけにはいかないだろうと、まず、活性化を見て適正化をしようじゃないかというお話で私は参加した。話を聞いていくとまずは減車ありきなので、当然、車両数が少なければ、乗務員の首を切らなければならないが、それは、首を切ってはならないとなっている。

資料3の中で、私どもは-37.5%で高いが、たまたま増車申請が特措法の出る前でしたのでこのような数字になってしまいましたが、ここに出してほしいのは、活性化の結果を見たいので、個々の事業者の実働率、日車営収を出して頂ければ、どこの事業者が減車によらないかがはっきり出てくるので、一律というのはこの段階では難しいのかなと、減車ありきではなく活性化ありきで私としては、行きたいと考えている。

運賃の件ですが、震災のあったこの中でタクシー運賃を値上げ

したらどういう感覚なのかと疑われてしまう。この辺は、市場原理に任せるべきであり、震災の復興の税金が出てくれば、必然的に上がってくるものと思っています。活性化ありきの話はどうなったのでしょうか。各事業者の活性化の結果は如何に。

鬼沢会長：　今回は途中経過を報告する場ですので、現在、事業者が取り組んでいる一部をこれからプロジェクトチームに説明して頂くことになっております。一回目のフォローアップ会議なので、細かい事業者の行っていることについて、事業者さんがそれぞれ協会に出しているかわかっておりませんが、取り組みの報告を行って初めて検証をしていく。その中で、これは急いだ方がよいのではないかな等は、2回目以降の会議でご意見を伺いたい。

先ほ組合さんからもありましたが、実績の細かいところについても、今後、各事業者さんをお願いをして、2回目以降の実績の時に出して頂ければと思います。

これからは、プロジェクトチームの取り組みを説明させていただきます。

事務局(専務)：　タクシー協会のプロジェクトチームについて、説明していきますが、まずは、新井会長から挨拶がありますがその前に、協議会は減車のみではなく活性化の項目が50数項目ありました。

一つの事業者では対応できないこともありますので、プロジェクトチームを発足させて、この問題を協力し合って解決していこうということです。

新井会長お願いします。

新井会長：　ただ今ご紹介頂きました新井でございます。

特措法に対応して、236社一体となって特措法の問題点を吸収し消化していくかということで、各地域ごとに申請を出して頂き、それに基づいて一括した対応をしていこうと考えて、協会として若手を中心にプロジェクトチームを作りました。

お互いにそれぞれの地域を代表して問題点を洗い出し、協会として一体となって消費者の皆さんにご理解をいただけるような体制作りを目指してチームを作りました。

チームとして4つの大きな課題を作り、全事業者に対してこの課題を中心として、申請に達した内容にいかにか忠実に対応していくかことに望んでいくわけでありまして、プロジェクトチームの行動と研究を今日皆様にご報告して、新たに課題がありましたら皆様からお話を頂きたいと思っております。

我々茨城県ハイヤータクシー協会の一番の根幹は、同一地域同一運賃で我々業界を守ろうというのが強い課題でございます。

我々、中小の零細企業が値段で競争したら我が業界は消し飛んでしまいますので、我々の最大の競争は心のこもった旅客接遇と安全運行であります。

同じ土俵で安全対策とサービス接遇で県内の消費者に理解して頂き、その誠意を持って営業に望むことが協会の基本でありますので、その点をお心に刻んで頂いて、今日のプロジェクトチームの説明を聞いて頂ければと思っています。

4. プロジェクトチームの取り組みについて（参考資料2）説明

委員から意見なし

鬼沢会長： 今でなくてよいですから、こんな意見がありますがという方は、後で連絡をいただければと思います。

それでは、議事のその他について事務局から説明してください。

5. 県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱改正（資料4）について

事務局： 県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱改正（資料4）につきまして、説明いたします。

稲敷市の事業者が当初協議会に参加しないとのことで、稲敷市さんは参画していなかった訳ですが、事業者が事業計画を提出いたしましたので、要綱を改正し参画して頂きたいと考えておりますが、県南交通圏の委員の皆様賛同頂けますでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局： ありがとうございます。本日欠席の委員の方からも賛同頂いておりますので、本日付けで、改正案の案が取れましたことを報告します。

鬼沢会長： 事務局より連絡事項はありますか。

事務局： 次回開催について、まだ詰めておりませんが、年度内に開催をしたいと考えております。また日時等の設定ができましたら、ご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

鬼沢会長： 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり大変貴重な意見を賜りました。意見を踏まえまして、2回目のフォローアップの時に、検証していくこととなりますので、年度内に検証を踏まえて、特定事業の中身の報告ができればと考えております。

委員の皆様には、忌憚のない意見をいただければと思っております。

ますので、よろしく申し上げます。

事務局： 以上をもちまして合同会議を終了させていただきます。

資料 1 特定事業計画認定申請状況、認定状況について

資料 2 各交通圏の輸送実績の推移について

資料 3 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

資料 4 茨城県県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱改正（案）

参考資料 1 「タクシー新法について」（特措法の成り立ちから現在までの流れ）

参考資料 2 「プロジェクトチームの取組み概要」